

分 別 収 集 計 画  
(第 11 期)



鹿児島県さつま町

令 和 7 年 7 月

## 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
(法第8条第2項第1号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の推進するための方策に関する事項	2
(法第8条第2項第2号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該	3
容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物	4
ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の	
見込み	
(法第8条第2項第4号)	
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物	4
ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の	
見込みの算定方法	
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
(法第8条第2項第5号)	
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
(法第8条第2項第6号)	
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## さつま町分別収集計画

### 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、住民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、今後はプラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

### 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした循環型地域社会づくり
- ② 住民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任に基づく容器包装廃棄物の排出抑制の推進
- ③ 容器包装廃棄物の分別収集による資源化の推進
- ④ 容器包装廃棄物及び今後は製品プラスチックの分別収集による可燃ごみ処理施設、最終処分場に与える負荷の低減並びに最終処分量の削減

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルその他プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	364	355	346	337	325

#### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては行政、住民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

当町では、ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために生きびん等の集団回収を各小・中学校 P T A や女性団体等を中心に実施している。また、各自治会ごとに収集日に分別の立合指導も行っている。今後もこのような取組を続けていく必要がある。

環境教育として、リサイクルの取組や施設の見学会、出前講座などあらゆる機会を活用し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義および効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

又、買い物時のマイバックの持参の徹底等お願いを継続していく。

#### 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を別表左欄のように定める。

また、住民の協力度、当町が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は別表右欄のとおりとする。

## 別 表

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器	缶	
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器包装	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱・包装紙等	
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ以外の プラスチック製容器類	
	白色トレイ	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装  
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	11 t		11 t		10 t		10 t		10 t	
主としてアルミ製の容器	26 t		25 t		25 t		24 t		23 t	
無色のガラス製容器	(合計) 39 t		(合計) 38 t		(合計) 37 t		(合計) 36 t		(合計) 35 t	
	(引渡量) 39 t	(独自処理量) t	(引渡量) 38 t	(独自処理量) t	(引渡量) 37 t	(独自処理量) t	(引渡量) 36 t	(独自処理量) t	(引渡量) 35 t	(独自処理量) t
茶色のガラス製容器	(合計) 57 t		(合計) 56 t		(合計) 54 t		(合計) 53 t		(合計) 51 t	
	(引渡量) 57 t	(独自処理量) t	(引渡量) 56 t	(独自処理量) t	(引渡量) 54 t	(独自処理量) t	(引渡量) 53 t	(独自処理量) t	(引渡量) 51 t	(独自処理量) t
その他色のガラス製容器	(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t		(合計) 16 t	
	(引渡量) 18 t	(独自処理量) t	(引渡量) 18 t	(独自処理量) t	(引渡量) 17 t	(独自処理量) t	(引渡量) 17 t	(独自処理量) t	(引渡量) 16 t	(独自処理量) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	4 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
主として段ボール製の容器	65 t		63 t		62 t		60 t		58 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 21 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 19 t		(合計) 19 t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 21 t	(引渡量) t	(独自処理量) 20 t	(引渡量) t	(独自処理量) 20 t	(引渡量) t	(独自処理量) 19 t	(引渡量) t	(独自処理量) 19 t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆそのほか主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 53 t		(合計) 52 t		(合計) 50 t		(合計) 49 t		(合計) 47 t	
	(引渡量) 53 t	(独自処理量) t	(引渡量) 52 t	(独自処理量) t	(引渡量) 50 t	(独自処理量) t	(引渡量) 49 t	(独自処理量) t	(引渡量) 47 t	(独自処理量) t
主としてプラスティック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 70 t		(合計) 68 t		(合計) 67 t		(合計) 65 t		(合計) 62 t	
	(引渡量) 70 t	(独自処理量) t	(引渡量) 68 t	(独自処理量) t	(引渡量) 67 t	(独自処理量) t	(引渡量) 65 t	(独自処理量) t	(引渡量) 62 t	(独自処理量) t
(うち白色トレー)	(合計) 5 t		(合計) 4 t							
	(引渡量) 5 t	(独自処理量) t	(引渡量) 4 t	(独自処理量) t						

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装  
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
17,968人 (対前年度比) 97.46%	17,500人 (対前年度比) 97.39%	17,032人 (対前年度比) 97.32%	16,564人 (対前年度比) 97.25%	16,096人 (対前年度比) 97.17%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

収集・運搬業務にいたるまでの指導及び処理業務については当町のクリーンセンターで行なう。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	選別等段階
缶	スチール	缶	委託業者
	アルミ		
びん	無色ガラス	ガラスびん	委託業者
	茶色ガラス		
	その他ガラス		
紙製容器	紙パック	飲料用紙パック	委託業者
	段ボール	段ボール	委託業者
	その他紙製容器包装	紙箱・包装紙等	委託業者
プラスチック	P E Tボトル	ペットボトル	委託業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック容器類	委託業者
	白色トレイ	白色トレイ	委託業者

## 1.1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

缶類・びん類については、現有の施設で圧縮・保管する。

当町は、ごみの収集に関して、現在は次のように3種類にわけて分別収集を実施している。なお、容器包装廃棄物に係る分別収集は資源物として収集する。

- 1) 可燃ごみ ————— 紙類、厨芥、他
- 2) 不燃ごみ ————— 金属類、ガラス、陶磁器、他
- 3) 資源物 ————— 缶類、びん類、紙類、プラスチック類

## 分別収集の用に供する施設

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶	透明袋	2tパック車 4tパック車	ストックヤードで圧縮・保管
アルミ				
無色ガラス	びん	コンテナ	2t平ボディ車	選別後ストックヤードで色別保管
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	飲料用紙パック	コンテナ	2t平ボディ車	ストックヤードで圧縮・保管
段ボール	段ボール	紙ひも	2t平ボディ車	
その他紙製容器包装	紙箱・包装紙等	紙ひも	2t平ボディ車	
PETボトル	ペットボトル	コンテナ	2t平ボディ車 2tパック車	ストックヤードで圧縮・保管
その他プラスチック製容器包装	プラスチック容器類	コンテナ	2t平ボディ車 2tパック車	ストックヤードで圧縮・保管
白色トレイ	白色トレイ	コンテナ	2t平ボディ車	ストックヤードで袋保管

## 1.2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者及び行政が一致協力して、分別収集の推進を行っていく。
- ・ボランティアやP.T.A活動において、空びんやアルミ缶等の集団回収の協力や各自治会等による分別回収を促進するよう指導する。
- ・住民対象の出前講座の開催により、ごみ減量化とリサイクル運動の啓発に努める。また、処理施設等への視察の受入を行いごみの分別に理解を求める。
- ・ごみ、資源物の正しい分け方出し方とごみ分別の手引きゴミック誌、収集日を記載した分別収集カレンダーを全世帯に配布し、分別収集についての啓発に努める。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、容器包装の分別の指導を徹底し選別保管施設での費用削減に努めるよう住民への協力を求めていく。